

国家の税収を

激減させている

企業後継者の相続税

伊藤製作所社長
伊藤澄夫 中京大学大学院ビジネスイノベーション研究科客員教授
ソウル産業大学校金型設計科名誉教授

筆者は企業後継者の相続税がいかに国家の税収を減らしているかを訴え続けています。日本の財政赤字が世界的にも最悪のレベルにあり、限度を超えていることに警鐘を鳴らしている者の一人です。無駄な国費を抑えつつ、税の増収を進め財政赤字を軽減し、将来不安のない国にすること、次世代の若者に負の遺産をこれ以上先送りしないことが、国のリーダーの責任と義務でしょう。

「どのような税でも、率が高ければ税収は多くなる」と、当局は考えているようですが、後継者の相続税に関しては、今一度検討していただく意味があると思います。この税を改正することで、結果として間違いなく大幅な増収増期待できることを具体的に説明しましょう。

優良企業の跡取りでも後継したくない理由

親から10億円の現金を相続した相続人は、税を支払った残りの6億円程度は自分のものとなります。しかし同等の価値のある中小

企業を親から継承する場合、そうはいきません。父親が残した10億円の株を4億円の税を払って相続しても、その遺産はすべて企業の資産であるため、その金（会社の剰余金）では奥さんに10万円のバッグすら買ってあげられないのです。勝手に使えば相続した社長であれ横領罪に問われます。一方、上場企業の株であれば、いつでも売却して、相続人は何にでも使えます。

こうした不条理を大学の講義や国会、雑誌、講演などで十数年間訴え続けてきました。筆者だけでなく多くの優良中小企業の経営者はこの悪法に疑問を持ち、クレームをつけていますが、一向に改善されないのは、一握りの優良企業を泣かせても選挙には影響がないとか、平等を主張するマスコミが騒がないからでしょうか。

企業は決算時に申告した所得に40%程度の法人所得税等を払い、税引き後の純利益は株主に配当し、役員賞与を払い、残った資金が剰余金として会社に残ることになります。従って、10億円の剰

はありません。赤字が続けば会社は倒産。利益が出れば会社の財産は増える半面、個人の資産が減るか借金が増えるのがこの税法です。聡明な人間であれば承継したくないと考えて当然です。「三代目が家を潰す」という筆者の嫌いな言葉がありますが、それは三代目の若者の資質というより、この税によるものではないでしょうか。金の卵（税）を産む親鳥（中小企業）を殺して食べても、家（国の胃袋）が満たされないのがこの国の最大の不幸と言えます。

なぜ後継者の相続税が税収減を招くのか

ここで後継者の相続税が結果的に税収を大幅に減らしている実態として、筆者が50年間で現場から得た事実を述べます。

相続が生じたある企業に10億円の剰余金があったとします。この企業が今年、1億円の剰余金が残るような決算となった場合、先代が50%の株を所有しているとすれば、後継者が支払うべき相続税は

この1年だけで2000万円程度増えることになるのです。月額で300万円が相続税として消えてなくなり、社長の息子とはいえ月額300万円もの給与を払えば、この悪税を理解していない社員から当然ブーイングが出るでしょう。では、そうした後継者の相続税に対して企業経営者はどのような対応をするのでしょうか？ 企業の規模にもよりますが、仮に10億円の剰余金が残れば、経営者は以後、間違いなく利益が出ない経営に努めることでしょう。

世代交代（相続税支払い周期）が平均50年に一度とすれば、50年間利益を出さない経営による税収減と、50年に一度の後継者相続税額を天秤にかければ、その差は歴然。相続税額は、正常な経営をした場合の法人所得税の累計と比較すれば、少なくとも10分の1以下に減少するはず。国は後継者の相続税は徴収せず、企業の跡を継がせるようにして、その代わりにどんどん利益を出してもらって毎年の法人税を

余金がある中小企業は、過去から現在まで、10億円程度の所得税を払ってきたことになり、懸念に利益を出し、税引き後の剰余金を残そうとしている企業が「優良企業」であり、国家に貢献している法人と言えます。ところが、その企業を親から相続すると、前述のような事態が生じるのです。専門誌によると、近年、中小企業の後継者が年々減少しています。現在の後継者に対する相続税を改正しない限り、当然の結果と筆者は見えています。

いま70%近くの企業は利益の出ない状況です。父親が夜遅くまで働き、得意先から納期の催促や品質の苦情に平身低頭している後ろ姿を子供たちは見えています。赤字経営の家業を目の当たりにしている高度な教育を受けた息子が、「家業を継ぎたくない」と考えるのは当然です。一握りの利益が出る企業にしても、税を徴収する道理がなく、個人的に自由に使えない遺産に対しての重い後継者相続税に、「巨額の税を払ってまで後継したくない」と考えても不思議で

得、もしも何代目かの後継者が会社を売却した折には、罰金のような高率の税金を取ればよいのです。当局には全国の優良中小企業の経営実態や現場、特に自己資本比率の高い企業を真剣に研究していただくべきものです。



いとう・すみお

1965年立命館大学経営学部を卒業後、伊藤製作所に入社。1986年同社代表取締役就任、現在に至る。順送り金型メーカーの老舗企業であり、国際競争力のある金型製造技術の確立に努め、無人化、高速化、精密化を追求したプレス加工で卓越した技術力を誇る。(社)日本金型工業会・副会長、国際委員長を歴任。中京大学大学院ビジネスイノベーション研究科客員教授、国立ソウル産業大学校金型設計科名誉教授、神戸大学非常勤講師などを務め、著書に『モノづくりこそニッポンの岩』がある。